

特別開催!

親の高齢化を感じ**相続**が気になっている方へ
制度改正で、**相続にかかる税金の負担が今までより確実に重くなりました。**
これまで相続税なんて関係ないと思われていた方もひとつではありません!

今から始める**相続税対策!**

相続の**無料**相談会

6月20日(木)
10:00~17:00

開催場所 **合同経営事務所内**
香川県高松市木太町3396番地11



この建物が目印!

合同経営へのアクセス方法



高松中央ICから車で7分

駐車場完備



JR 木太町駅から徒歩7分

[Google Map]を開く



「**ウチは関係ない**」が一番危険です! **相続 遺言 相続税 法律相談**

危険1 親の財産は持ち家だから心配ない

相続税の基礎控除が40%も縮小されると1軒持ち家があるだけで相続税が発生する場合があります。**【相続税】**



危険2 まだ元気だから相続なんて先のこと

元気なうちしか相続対策はできません。病気や認知症にならない元気なうちに対策をしましょう。**【生前贈与】**



危険3 ウチは家族が仲良しだから大丈夫

相続が発生すると、家族以外の利害関係者から争いになることがあります。家族が仲良しだからこそ、争いごとの芽を摘んでおきましょう。**【争族対策】**



危険4 ウチはお金がないから関係ない

お金がないと思われる方ほど揉めることをご存知ですか? 財産の金額に関係なく、相続対策をされることをお勧めします。**【生前対策】**



当日は混雑が予想されますので、**事前のご予約をお勧めいたします!**

相談会事前予約はこちら

0120-530-038

9:00~17:00(平日のみ)

裏面もチェック!

初回相談無料

無料相談会に参加できなかった方も大丈夫!
お電話で事前予約の上、本チラシをご持参いただければ、
無料で相談させていただきます。

香川あんしん相続相談室

多くいただくご相談例

- ☑ **相続の有無** 相続税がかかるのか知りたい
- ☑ **相続税の節税** 今からできる相続対策は？
- ☑ **相続税の申告** 相続税の申告期限まで時間がない
- ☑ **遺言書** 生きている間に自分の意思を残したい
- ☑ **遺産分割** 相続でもめないためにはどうしたらいいの？
- ☑ **相続放棄** 借金を相続したくない場合はどうしたらいいの？
- ☑ **相続不動産の名義変更** 先代の古い不動産の名義が変更されていない・・・

専門家に相談できるチャンスです！当日の専門家紹介

税金の専門家

税理士	税理士	税理士
		
税理士法人合同経営 税理士法人番号 3340	税理士法人合同経営 税理士法人番号 3340	税理士法人合同経営 税理士法人番号 3340
井原 惣七	今田 重昭	高嶋 弘彦
登録番号 第128279 四国税理士会所属	登録番号 第129313 四国税理士会所属	登録番号 第140208 四国税理士会所属

相続手続きの専門家

行政書士	行政書士
	
行政書士法人合同経営 行政書士法人番号 1400301	行政書士法人合同経営 行政書士法人番号 1400301
長門 恵子	松井 健太郎
登録番号 第02362533 香川県行政書士会所属	登録番号 第20360147 香川県行政書士会所属



当事務所を利用したお客様から喜びの声をいただきました。相談事が解決して、「良かったこと、すばらかったこと、相談前と後の心境の変化、嬉しいこと」などをお聞かせいただきました。たくさんの喜びの声、ありがとうございます！

父から不動産の生前贈与を受けるとは、贈与税と相続税の両方がかかるのでは、最初の無料相談で贈与税額の計算をして頂き（結果として贈与税はゼロになる方法があるとのことでした）、その後の手続きを司法書士工藤工藤と上手に連携して頂くことで非常にスムーズに運びました。

①当事務所のサービスや接客について感じたことをご記入ください。
初めて相談のお電話をした瞬間から、お話を伺ってくださる姿勢に、お礼申し上げます。最初から最後まで、誠実に対応していただき感謝感謝です。勇気を出してご相談して良かったです。ありがとうございます。

「ご相談をご希望の方は、お電話での事前申し込みをお勧め致します。」

0120-530-038

【予約受付】
9:00~17:00
(平日のみ)

香川あんしん相続相談室

相続専門サイト

香川あんしん相続相談室

<http://www.kagawa-yuigon.com/>



相続税の無料シミュレーション

当日の相談会でおこなえます。自分はいったいいくら税金がかかるのか？と、気になる方は是非試算してみたいかがでしょうか？(財産明細をご持参ください。)

本広告とは簡裁訴訟代理等関連業務(目的となる価格が140万円を超えない請求事件について代理できます)、裁判事務、及び税務に関する法律相談です。司法書士は司法書士法の範囲内で、税理士は税理士法の範囲内で業務を行います。